

# 事業系一般廃棄物の処理に関する審査基準

(目的)

**第1条** この審査基準は、「事業系一般廃棄物の処理に関する取扱い要綱」第6条第1項に規定する審査の基準について定めるものとする。

(審査基準)

**第2条** 審査基準については次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直近決算の最終利益額が200万円以下であること。
- (2) 直近決算の利益率(利益÷収入総額)が10パーセント以下であること。
- (3) 直近決算までの過去3ヵ年において、利益額が年々増加していないこと。
- (4) 直近決算の次年度への繰越額が600万円以下であること。
- (5) 直近決算の繰越額が運営費(支出総額)の12分の1以下であること。

(審査)

**第3条** 審査は各施設ごとに行い、第2条各号いずれかに該当する場合は認定するものとする。

(再審査)

**第4条** 前条に規定する審査において非認定となった施設のうち、同一事業者が運営する施設が認定となっている場合には、収支決算状況を合算し、平均し、統一施設として前条に規定する審査を行うものとする。

付 則

この審査基準は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この審査基準は、令和6年11月12日から施行する。